

# 群馬県多文化共生推進指針（改定素案）の概要

人権男女・多文化共生課

## 1 指針改定の趣旨

群馬県多文化共生推進指針は、多文化共生に関して、庁内各部局が横断的に取り組むべき総合的な施策の方向性を示すものとして、平成 19 年に策定し、平成 24 年に改定しました。

前回の改定から 5 年が経過し、外国人と日本人の意識に変化が見られるとともに、外国人住民数の増加や国による外国人受入れ拡大など、社会情勢に変化が生じているため改定するものです。

## 2 指針の位置づけ

「第 1 5 次群馬県総合計画」及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別計画

## 3 実施期間

定めなし

## 4 改定素案の特徴

### （1）基本目標の見直し

外国人住民を「支援される側」として捉えた従来の見方を超え、今後は、外国人住民の持つ多様性を、地域の活性化やグローバル化に活かす視点が重要であるため、以下のとおり基本目標を見直します。

#### 【改定案】

「外国人住民が持つ多様性を活かし、誰もが参加・協働し安心して暮らせる、活力ある社会の実現」

#### 【現行】

「多文化共生社会の形成による豊かな地域づくり」

### （2）施策目標の見直し

基本目標に合わせ、施策目標も見直します。

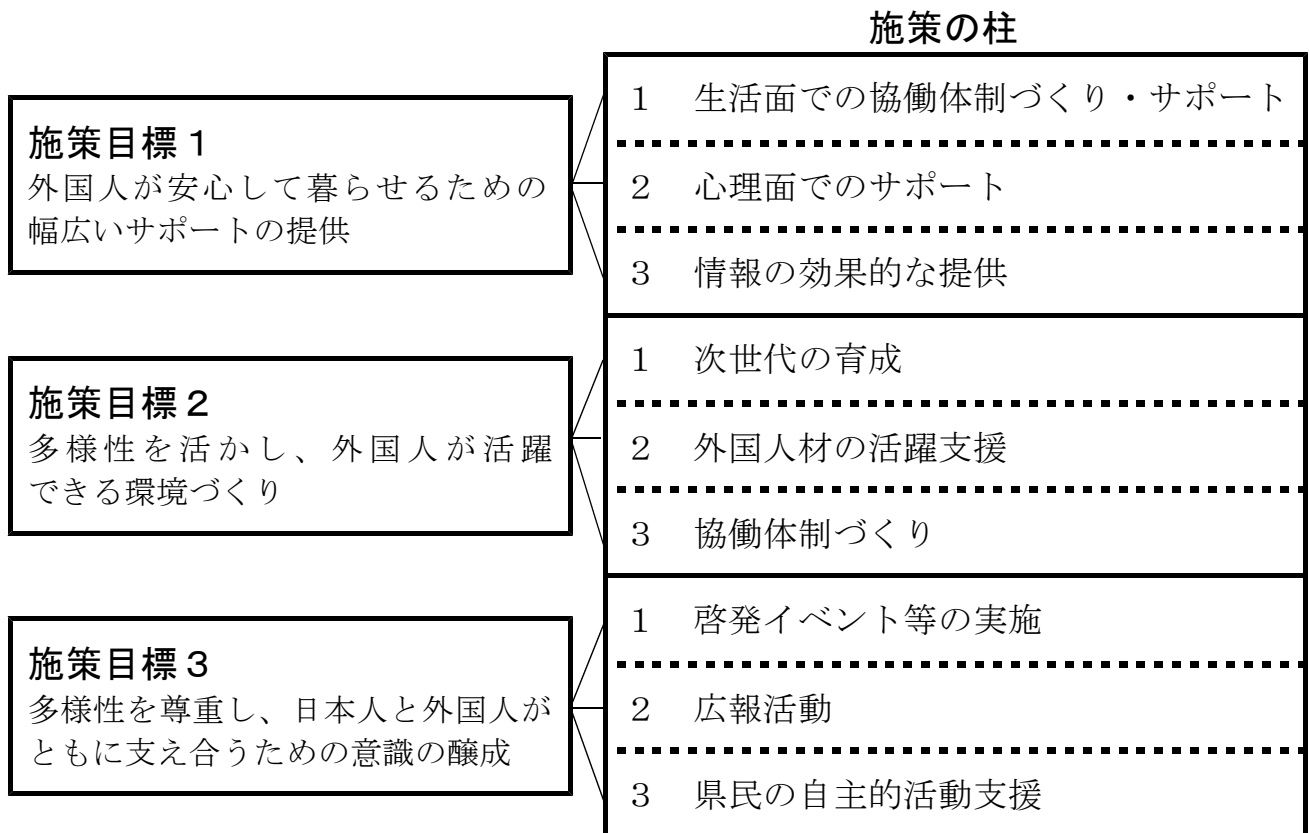
現行指針の「外国人県民の自立と社会参画を進めるための環境を整備する」について、生活面のサポート（施策目標 1）と環境づくり（施策目標 2）の 2 つに分けて内容を充実させます。

	改定案	現行指針
施策目標 1	外国人が安心して暮らせるための幅広いサポートの提供	外国人県民の自立と社会参画を進めるための環境を整備する
施策目標 2	多様性を活かし、外国人が活躍できる環境づくり	県民の多文化共生への理解を深める
施策目標 3	多様性を尊重し、日本人と外国人がともに支え合うための意識の醸成	多文化共生を推進するための体制を整備する

※現行指針の「多文化共生を推進するための体制を整備する」は、「協働体制づくり」として「施策の柱」（裏面）の中に位置付け。

### (3) 施策の柱を設定

現行指針にはない「施策の柱」を各施策目標の下に新たに設定し、施策を体系化します。



### (4) 「国の取り組み」と「各主体の役割分担」を明記

多文化共生に関する本県の現状と特性を踏まえ、関係機関と連携して取り組むことが一層求められるため、現行指針にはない「多文化共生に係る国の取り組み」及び「多文化共生社会の実現のための各主体（行政、企業、県民等）の役割分担」について明記します。

## 5 スケジュール

- ・平成 29 年 11 月：第 3 回群馬県多文化共生推進会議（改定素案について）
- ・平成 29 年 12 月：平成 29 年第 3 回後期定例会（改定素案の説明）
- ・平成 29 年 12 月：改定素案に対するパブリックコメント実施  
～ 30 年 1 月
- ・平成 30 年 2 月：第 4 回群馬県多文化共生推進会議（改定案について）
- ・平成 30 年 3 月：平成 30 年第 1 回定例会（改定案の説明）